

茨城県道路交通法施行細則一部改正

平成25年7月1日施行

手に持って通話・操作



メールや画像をチェック



すべて違反です!

イヤホン
&
ヘッドホン



くわしくは
県警ホームページで



茨城県警察



新たに規定が加わります



●携帯電話等に関する規定

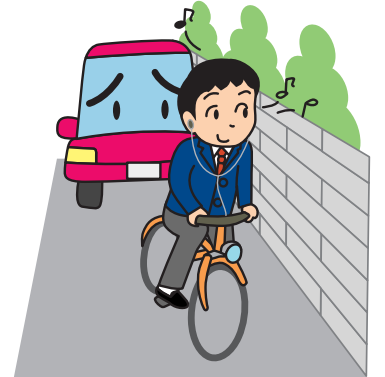
携帯電話等を手に持ちながら通話や操作したり、携帯電話や音楽プレイヤー等の画面を見ながら自転車を運転しないこと。



●イヤホン等に関する規定

イヤホン・ヘッドホンを使用して音楽等を聴くなど、安全な運転に必要な音又は声が聞こえないような状態で自動車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。

※ただし、難聴者が補聴器を使用する場合や公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン等を使用するときは、この限りでない。



罰則は **5万円以下の罰金**

自転車安全利用五則を守りましょう。

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

スマホ手に
車や自転車
事故のもと